



アイフルの私的整理について

業績が悪化している消費者金融大手のアイフルは、18日に私的整理の一種である「事業再生ADR（裁判外紛争処理手続き）」を利用する準備に入ったと発表しました。

「事業再生ADR」とは、「裁判外紛争解決手続」の略称で、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続のことです。事業再生ADRは、事業再生の円滑化を目的として、平成19年度産業活力再生特別措置法の改正により創設されました。

今回のアイフルの経営危機の原因は、いわゆる「グレーゾーン金利」の問題で、既利用者が支払った利息の返還が膨らんだためです。2009年3月期の単体の返還額は1100億円に上り、1700億円の利息収入がほぼ食われた状態です。同期の連結最終利益は前期比84.5%減の42億円にまで減少しました。ほぼクレディア等の破綻と同じ傾向です。

また、来年6月に完全施行される改正貸金業法も業績に大きく影響していることでしょう。つまり、上限金利引下げばかりでなく、利用者の借入の総額を年収の1/3に制限する、いわゆる総量規制の導入を控え、融資審査を厳格化しました。その結果、昨年12月の成約率は7.4%と100人中7人しか借りられない低水準に落ち込んだそうです。これでは業績の維持は不可能です。

このような大手ノンバンクの経営危機の影響は、中小企業金融に大きく影響してきます。ノンバンクの多くは、中小企業向けの債務保証業務を行っているからです。特にクレディアの破綻の影響は大きかったと思われます。

地方の中小金融機関の事業者向け無担保ローンなどの多くには、大手ノンバンクの債務保証が付いているのです。この債務保証が困難になれば、地方の金融機関はさらに貸し出しが困難になることでしょう。ノンバンク経営の悪化は、中小企業の資金調達に大きく影響してくる・・・というのが現実なのです。

モラトリアムについて考える！

現在、新聞やテレビ等で、亀井金融担当大臣のモラトリアム発言が注目を集めています。亀井大臣いわく、「中小・零細企業あるいはサラリーマンの住宅ローンなどの借り入れの返済を3年程度猶予することもやっていきたい。できるだけ早く法案を作り、臨時国会に提出する」とのこと。

そもそもこの「モラトリアム」とは、支払猶予・・・つまり法令により、金銭債務の支払いを一定期間猶予させることを意味します。

通常は、戦争・天災・恐慌などの非常事態に際して信用制度の崩壊を防ぎ、経済的混乱を避ける目的で行われます。前回実施されたのは、昭和金融恐慌（1927年）の際に高橋是清が実施したモラトリアムが有名です。昭和金融恐慌の際は、紙幣が不足して、片面印刷のみで銀行のカウンターに紙幣を積み重ねて国民を安心させた・・・という逸話があるくらいの超大不況だったのです。しかも当時は3週間の実施でしたが、亀井大臣は「3年」と言っています！また、藤井財務大臣は、「日本は昭和初期（の恐慌時）にやっているが、さてそういう状況なのか・・・」と発言していますね。

当然、金融界の反発は大きいでしょう。またマーケットも直ぐに反応して、メガバンクの株価は軒並み2けたのマイナスです。それに、本当にモラトリアムが実施されれば、結果として、貸し渋りが発生する可能性は否定できません！！

それと、大前提となる大問題があります。つまり、既存の契約の変更を法律で命じることが出来るのかどうか？という問題です。これについては現在つめているようです・・・。

また、民主党はマニフェストにおいて、「特別信用保証を復活させる」と公約していますので、これがいつ実施されるのか注目しておきましょう。原則として、審査なしの無担保保証です。これを復活させるとはっきり明言しているのですから、実施しなくては公約違反ですよ。

中小企業としては、この特別保証制度を活用して出来る限り資金調達をして、その次の段階で、状況に応じてモラトリアムを活用する・・・というのがセオリーではないでしょうか？